

公舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年 3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第20号

公舎等管理規則の一部を改正する規則
公舎等管理規則（昭和39年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(公舎等の区分) 第3条 略 (1) 公舎 知事、副知事、教育長、本庁の部長、<u>次長若しくは課長</u>、各出先機関の長又はこれらの職に相当する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものの用に供する公舎等 (2) 略</p>	<p>(公舎等の区分) 第3条 公舎等は、次の各号に区分する。 (1) 公舎 知事、副知事、教育長、本庁の部長、<u>会計管理者、局長若しくは課長</u>、各出先機関の長又はこれらの職に相当する職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものの用に供する公舎等 (2) 略</p>

附 則
この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。